

高松市公文書等管理審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市公文書等の管理に関する条例（平成25年高松市条例第2号）第27条第1項の規定に基づき設置する高松市公文書等管理審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置き、異議申立てに係る事件について審査させることができる。

2 部会は、会長が指名する委員3人をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長は、部会における審査の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務局総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 この規則による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。